

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第41号

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程の一部を改正する規程
公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の管理等に関する規程（2019年4月1日規程第110号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(6) 部局等 法人本部並びに神戸市看護大学における学部, 研究科, <u>学生部</u>, 事務局, <u>図書情報センター及びいちかんダイバーシティ看護開発センター</u>をいう。</p> <p>(7)~(8) (略)</p> <p>第3条~第31条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p><u>図書館</u> <u>いちかん看護開発センタ</u></p> <p>二</p> <p>_____</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は, 2025年4月1日から施行する。</u></p>